

カンボジアにおける労働許可制度について

岡山県カンボジアビジネスサポートデスク (I-GLOCAL Keo Sreymom)

はじめに

カンボジアは、銀行、不動産、農業などのさまざまな分野において発展途上の国であることから、多くの外国投資を誘致してきた。年々、国内に外国人労働者、ビジネスマン、投資家が増加している。現状では、国内の外国人労働者は合法的に就業している場合とそうでない場合が混在しているのが実情である。

一方で、法令上は、カンボジア国内に非合法に外国人が滞在することがないように、カンボジア労働・職業訓練省は、1997年に制定された労働法第261条において「外国人は、労働担当省が発行する労働許可及び雇用票を所持していない限り、労働することができない」と定めている。

1. 労働許可証取得のプロセス

労働法では、カンボジア人労働者数に対する外国人労働者数の割合が定められている。労働許可の前提として労働者割当制度があるが、この制度はカンボジア人労働者と外国人労働者の人数を調整する機能を有しており、外国人労働者数の上限はカンボジア人労働者数の10%とされている。例えば、カンボジア人労働者が10人なら外国人労働者は1人のみ雇用できることとなる。それを超えて外国人を雇用する場合は、労働許可担当者と相談の上、合理的な理由があれば許可される可能性がある。例えば、専門的な業務のため国内に担当者がいないなどの理由であれば許可される可能性が高い。

労働許可証を取得するため、労働者が100人以上の場合は労働・職業訓練省に、100人以下の場合は労働局に労働許可申請書を提出する必要がある。それに先立ち、まず、担当官庁で外国人労働者割当 (Quota) 申請を行うため、申請書を提出する必要がある。申請期間は9月～11月で、当該期間に翌年に雇用予定の外国人労働者数を申請し、割当 (Quota) を取得しておく必要がある。登録料は1社あたり20ドルとなる。

Quota取得後、カンボジアで就業する外国人は、労働・職業訓練省労働安全衛生部で健康診断を受け、毎年1月～3月に担当官庁に労働許可申請書を提出する。必要書類は以下の通りである。

-労働許可申請書 (3部)

-有効なビザとパスポート (コピー1部)

-写真 (3×4cmのもの4枚)

-Quota (コピー1部)

-労働・職業訓練省労働安全衛生部発行の健康診断証明書 (1部)

-労働契約書 (原本3部)

労働許可申請の際には、登録料 100 ドルが必要となる。労働許可の有効期間は当該暦年の1年間 (2016年1月～3月に手続きを行うと2016年12月までの労働許可を取得できる) である。

*初めて労働許可を取得する際に、最初にカンボジアに入国した年から申請時までの期間について、1年あたり100ドルの登録料を遡って要求される事例が頻発しているため注意されたい。

労働許可証はこのような形状である。



2. 労働許可を取得しない場合のリスク

カンボジアで働く外国人が労働許可を取得せず、それが労務査察で発覚した場合は、法律に基づいて罰金を科される。労働許可申請期間は前述のとおり1月から3月末までの3ヶ月

月間であるが、その期間以外に労働許可を取得する場合、罰金額は登録料とは別に 125 ドルかかるほか、場合によっては、ビザ取消、強制退去命令、再入国禁止などの処分が行われることがある。

ビザについては、カンボジア入国時にビザを取得した場合、ビザ更新時に労働許可の有無を確認される。更新時に労働許可を取得していない場合、出入国管理局から罰金を科され、労働許可を取得するよう求められる。

3. おわりに

カンボジアでは、外国人労働者が労働許可証を取得する必要がないと勘違いしているケースはいまだに多い。これまでの労働局が単独で行っていたものとは異なり、入国管理局と合同で企業査察、不法労働者を摘発する事例が増えていることを踏まえると、今後カンボジア政府は労働許可証を取得しない外国人労働者に対して益々厳しい措置を取っていくものと思われる。

【参考ウェブサイト】

1. <https://goo.gl/u9x67n>
2. <http://www.movetocambodia.com/working-in-cambodia/employment-in-cambodia/work-permits/>